

市議会議員選挙

告示日 10月22日(日)
投票日 10月29日(日)
午前7時～午後8時
※一部繰上投票所あり

開票 日時 10月29日(日)午後9時15分～(即日開票)
場所 市民体育館

期日前投票

投票日当日に都合で投票所に行けない方は、期日前投票ができます。

場所	本庁舎 2階 大会議室、 城崎・竹野・日高・出石・但東の各振興局庁舎
期間	10月23日(月)～28日(土)
時間	午前8時30分～午後8時
その他	○投票は、どこの期日前投票所でもできます。 ※投票日当日は、投票所入場整理券に記載の投票所でしか投票できません。 ○投票所入場整理券と期日前投票宣誓書は切り離さずに、そのままお持ちください。

臨時福祉給付金(経済対策分)

《問合せ》総務課 ☎ 2119068

臨時福祉給付金
(経済対策分)

申請期限
10月31日(火)

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請は済んでいますか? 臨時福祉給付金の申請期限が迫っています。支給の可能性のある方には、既に申請書を届けています。手元に申請書があり、まだ提出していない方は、早めの申し込みをお願いします。申請期限を過ぎると給付金が受給できません。必ず期限内に申請してください。



固定資産の異動申告

異動があれば申告を

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。平成29年中に次のような異動があった場合は、必ず申し出てください。
▼土地の利用状況の変更 畑を埋め立てて資材置場にした など

▼家屋の新築、増築、取壊し 住宅を取り壊した、倉庫を増築した など

▼家屋の用途変更 店舗を専用住宅に変更した など

▼未登記家屋の所有者の変更 その他 今年4月に送付した「課税明細書」の内容と比べて変更が生じた など

※登記が完了した場合には、異動の申し出は不要です。
※異動内容は、平成30年度分の課税から反映されます。

償却資産の申告をしましょう!

平成29年度の申告がまだの方は、至急申告してください。償却資産とは、事業を営んでいる方が、その事業のために所有している資産(構築物、機械および装置、車両および運搬具、工具・器具・備品など)です。市内に償却資産を所有している方は、所有状況の申告が必要です。

※耐用年数を経過したもの、前年度から増減がない場合や該当する資産がない場合でも、事業を営んでいる限り、毎年申告が必要です。
※1月2日以降に新たに該当資産を取得した方は、平成30年度分から申告してください。

↳不動産賃貸業を営んでいる方へ
次のような事業用資産(家屋の評価に含まないもの)を所有している方は、申告が必要です。

(例)駐車場のアスファルト舗装、フェンス、側溝、受変電設備、外灯(屋外配線)、集合郵便受け、家具付マンションの備品など

《問合せ》税務課
☎ 2119046または各振興局市民福祉課

特別弔慰金(戦没者等遺族の皆さんへ)

《問合せ》 社会福祉課 ☎24-7033
または振興局市民福祉課

第10回特別弔慰金の請求はお済みですか？

特別弔慰金とは、我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に支給するものです。

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方がいない場合、次の順番による先順位の遺族1人に特別弔慰金として記名国債が支給されます。また、請求していない場合は早

めに手続きしてください。

▼支給対象者順位

- ①平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方(主に戦没者等の配偶者)
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の(1)父母(2)孫(戦没者等の死亡時に出生していた方に限る)(3)祖母(4)兄弟姉妹
- ④①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります)

▼請求期限

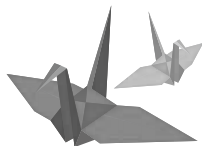
平成30年4月2日(月) ※請求期限を過ぎると、時効により請求できなくなります。

▼支給内容

額面25万円の国庫債券(年間5万円が、5年にわたり受け取れます)

▼請求先

各振興局市民福祉課



軍人恩給等援護制度相談会

▼日時

10月31日(火)午後2時～4時
※予約不要

▼場所

県和田山庁舎302会議室

▼内容

恩給、援護年金、特別給付金等援護福祉制度の個別相談会

※制度の変更に伴う相談会ではないため、現在受給中の方は再申請の必要はありません。

▼対象

▽旧軍人で、実際に軍人としての在職期間が3年以上の方、またはその遺族

▽軍人期間中に公務または勤務関連で傷病を受け、現在もこれらの傷病による後遺症のある方

▽実在年数がはっきりしないが軍人期間のある方、またはその遺族

▽戦没者の遺族

《問合せ》 県生活支援課 ☎078-362-3501

10月は里親月間 里親になりませんか？

「里親」とは、さまざまな事情で家庭での養育が困難になった子どもや家庭を失った子どもを自らの家庭に迎え、深い愛情と正しい理解で育てていただく方々です。

「里親制度」は児童福祉法で定められており、現在、本市内では15世帯が里親に登録し、内4世帯が子どもを預かり養育しています。

支援が必要な子どもを育てます。

※専門里親の研修が必要です。

◆週末・季節里親 週末や正月・夏休みなどに、児童養護施設の子どもたちを一時的に預かります。

―里親に支給される費用― 国で定められた基準で、里親手当、生活費、学校教育費、子どもの医療費などが支給されます。

―里親になるには― 詳細は、問い合わせください。

《問合せ》 豊岡こども家庭センター ☎22-4314

◆里親の種類
 ◆養育里親 子どもが満18歳になるまで、または家庭に戻れるようになるまでの間、子どもを育てます。
 ◆一定の事前研修が必要
 ◆養子縁組里親 親が養育できない子どもを養子として育てます。
 ◆親族里親 子どもの三親等以内の親族(祖父母、兄弟、叔父・叔母等)が里親になり、子どもを育てます。
 ◆専門里親 養育里親のうち一定の要件を満たした方が、虐待などで心身に有害な影響を受けた子ども等、特に

あなたを必要としている
子どもがいます！

